

中山道(県道守山中主線)の一部区間を終日一方通行規制

☎・守山警察署 ☎(583)0110 FAX(583)0595
・国県事業対策課 ☎(582)1133 FAX(582)6947

子どもや高齢者が安心して通行できる歩行空間を確保するため、9月1日(金)から中山道の一部区間を、終日一方通行規制へ切り替えます。

規制区間 吉身西交差点～吉身三丁目交差点

規制内容 変更前 一方通行 午前7時～午後8時

変更後 一方通行 終日(24時間) ※自転車を含む軽車両を除く

☎吉身西交差点の一灯式信号を撤去します。交差点を目立たせる対策を行い、従来の赤色点滅信号側に一時停止標識を設置します(天候不良などにより一灯式信号が撤去できない場合は、規制の切り替えを延期します)。



市民協働課からお知らせ

墓地永代使用権の希望者を募集

石田共同墓地管理委員会(石田自治会内)

☎石田町559番地

☎市内に住所を有し、今後1年以上市内に住所を有する人

区画 1.2m×1.2m

¥永代使用料23万円、年間管理料1,200円

☎・閩共同墓地管理委員会(赤井住宅設備株式会社内、平日午前9時～午後4時)

☎(585)0245 FAX(585)4994

矢島町墓地管理委員会(矢島自治会館内)

☎矢島町3943番地2(上弘前墓地)

☎市内に住所を有する人

区画 1.2m×1.2m

¥永代使用料23万円、年間管理料2,400円

☎・閩矢島自治会館(平日午前9時～午後5時)

☎・FAX(585)0027

墓地の改葬には 手続きが必要です

改葬とは、現在埋蔵されている遺骨をほかのお墓や納骨堂に移すことをいいます。改葬を行うためには、現在、遺骨が埋蔵されている墓地などがある市町村での手続きが必要です。

市内の墓地などに埋蔵されている遺骨を改葬する場合は、改葬元の墓地管理者が発行する埋葬証明書を添付のうえ下記へ申請し、改葬許可を受けてください。

申請時に必要なもの

- ・埋葬証明書
- ・申請者の本人確認書類(運転免許証など)

※墓地使用者と申請者が異なる場合は委任状(様式任意、墓地使用者の署名(押印)要)が必要です。

詳しくは、下記へお問い合わせください。

閩市民課

☎・☎(582)1122 FAX(583)9738